

2025 年版『ごうかく社労士』シリーズ＜追録＞

本追録は、2025 年版ごうかく社労士シリーズ（ごうかく社労士基本テキスト、ごうかく社労士基本問題集、ごうかく社労士まる覚えサブノート、ごうかく社労士まる覚え一問一答）発刊後に公布・施行された法令等に基づく追補訂正等であり、本年度の社会保険労務士試験の法令等の適用範囲である令和 7 年 4 月 11 日現在の法令を補う内容になっています。

株式会社 労務経理ゼミナール

〇●〇 主な改正の概要 〇●〇

【共通】

延滞金の割合の特例（徴収法、健保法、国年法、厚年法）（令和 7 年 1 月 1 日施行）

令和 7 年中の延滞金特例基準割合は、1.4%とされた。そのため、延滞金の割合は、実際には、「年 14.6%→年 8.7%」、「年 7.3%→年 2.4%」となる。

【労働者災害補償保険法】

介護補償給付の額の改定（令和 7 年 4 月 1 日施行）

介護補償給付の額のうち、最低保障額が改定された。介護給付、複数事業労働者介護給付についても同様である。

【雇用保険法】

育児時短就業給付金の支給限度額

育児時短就業給付金の支給限度額は 459,000 円とされた。

【労働保険の保険料の徴収等に関する法律】

雇用保険率の改定（令和 7 年 4 月 1 日施行）

	雇用保険率	（うち雇用保険二事業に係る率）	負担割合	
			事業主	被保険者
一般の事業	1,000 分の 14.5	1,000 分の 3.5	1,000 分の 9	1,000 分の 5.5
農林水産・清酒製造の事業	1,000 分の 16.5	1,000 分の 3.5	1,000 分の 10	1,000 分の 6.5
建設の事業	1,000 分の 17.5	1,000 分の 4.5	1,000 分の 11	1,000 分の 6.5

※基本テキスト P492 の表は、令和 7 年度については上のようになります。

【健康保険法】

1 任意継続被保険者の標準報酬月額

任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、協会管掌健康保険においては、「32 万円」とされた。

2 食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の引上げ

昨今の物価高の影響で食材料費が高騰したことにより、食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を、令和 7 年 4 月 1 日より引き上げることとされた。

3 保険料率

協会管掌健康保険について、令和 7 年 3 月からの一般保険料率、介護保険料率が決定さ

れた。一般保険料率のうち特定保険料率は 1,000 分の 33.8 と、介護保険料率は 1,000 分の 15.9 とされた。

【国民年金法】

1 年金額の改定

年金額の改定に用いる「改定率」は、令和 7 年度は 1.065 又は 1.062 とされた。この結果、令和 7 年度の年金額、子の加算額等は次のとおりとなった。

	昭和 31 年 4 月 2 日以後生	昭和 31 年 4 月 1 日以前生
老齢基礎年金（満額）	$780,900 \text{ 円} \times 1.065 \div 831,700 \text{ 円}$	$780,900 \text{ 円} \times 1.062 \div 829,300 \text{ 円}$
1 級の障害基礎年金	$831,700 \text{ 円} \times 1.25 = 1,039,625 \text{ 円}$	$829,300 \text{ 円} \times 1.25 = 1,036,625 \text{ 円}$
2 級の障害基礎年金	831,700 円	829,300 円
障害基礎年金の子の加算（2 人目まで）	$224,700 \text{ 円} \times 1.065 \div 239,300 \text{ 円} *$	
障害基礎年金の子の加算（3 人目以降）	$74,900 \text{ 円} \times 1.065 \div 79,800 \text{ 円} **$	
遺族基礎年金	831,700 円	829,300 円
遺族基礎年金の子の加算①	239,300 円	
遺族基礎年金の子の加算②	79,800 円	
障害厚生年金の最低保障額（2 級の障害基礎年金の額 $\times 3/4$ ）	$831,700 \text{ 円} \times 3/4 = 623,800 \text{ 円}$	$829,300 \text{ 円} \times 3/4 \div 622,000 \text{ 円}$
遺族厚生年金の中高齢寡婦加算	$831,700 \text{ 円} \times 3/4 = 623,800 \text{ 円}$	該当者なし

* 老齢厚生年金及び障害厚生年金の配偶者加給年金額、老齢厚生年金の子の加給年金額（2 人目まで）も同じ。

** 老齢厚生年金の子の加給年金額（3 人目以降）も同じ。

〔昭和 31 年 4 月 2 日以後生まれの者について〕

改定率及び年金額は、次のように決定された。

令和 7 年度の参考指標

- ・物価変動率：2.7%
- ・名目手取り賃金変動率：2.3%
- ・マクロ経済スライドによる調整：▲0.4%

物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合は、支え手である現役世代の方々の負担能力に応じた給付とする観点から、名目手取り賃金変動率を用いて改定することが法律で定められている。このため、令和 7 年度の年金額は、名目手取り賃金変動率（2.3%）を用いて改定する。また、令和 7 年度のマクロ経済スライドによる調整（▲0.4%）が行われる。

そうすると $2.3\% - 0.4\% = 1.9\%$ （1.019）となる。令和 6 年度の改定率は 1.045 であったため、 $1.045 \times 1.019 \div 1.065$ が令和 7 年度の改定率となる。

$780,900 \text{ 円} \times 1.065 = 831,658 \text{ 円}$ を端数処理すると、831,700 円（50 円以上 100 円未満を 100 円に切り上げ）。これに基づき、厚生労働省は「前年度から 1.9% の引上げ」と発表した。

なお、子の加算額は、2 人目までは $224,700 \text{ 円} \times 1.065 = 239,305 \text{ 円} \rightarrow 50 \text{ 円未満を切り捨てて } 239,300 \text{ 円}$ （配偶者加給年金額もこの額）。3 人目以降は、 $74,900 \text{ 円} \times 1.065 = 79,768 \text{ 円} \rightarrow 50 \text{ 円以上 } 100 \text{ 円未満を } 100 \text{ 円に切り上げて } 79,800 \text{ 円}$ 。

〔昭和 31 年 4 月 1 日以前生まれの者について〕

改定率及び年金額は、次のように決定された。

令和 6 年度の改定率は 1.042 であった。このため、 $1.042 \times 1.019 \div 1.062$ が令和 7 年度の改定率となる。 $780,900 \text{ 円} \times 1.062 = 829,315 \text{ 円}$ を端数処理すると、50 円未満を切り捨てて 829,300 円となる。

2 国民年金の保険料額

令和 8 年度の国民年金保険料の月額、保険料改定率が「1.054」となり、次のように決定された。

$17,000 \text{ 円} \times 1.054 = 17,918 \text{ 円}$

5 円以上 10 円未満を 10 円に切り上げて 17,920 円

3 国民年金の脱退一時金の額

基準月が令和 7 年度に属する場合の支給額は次のとおりとされた。

対象月数	支給額
6 月以上 12 月未満	52,530 円
12 月以上 18 月未満	105,060 円
18 月以上 24 月未満	157,590 円
24 月以上 30 月未満	210,120 円
30 月以上 36 月未満	262,650 円
36 月以上 42 月未満	315,180 円
42 月以上 48 月未満	367,710 円
48 月以上 54 月未満	420,240 円
54 月以上 60 月未満	472,770 円
60 月以上	525,300 円

【厚生年金保険法】

1 再評価率の改定

再評価率は、基本的には、国民年金の改定率（令和 7 年度は 1.065 又は 1.062）と同じ仕組みで改定される。また、加給年金額等に用いる「改定率」も、国民年金の改定率と同率である。

2 在職老齢年金

令和 7 年度の在職老齢年金の計算に用いる支給停止調整額は、51 万円とされた。

【社会保険に関する一般常識】

国民健康保険料

国民健康保険料のうち医療分（基礎賦課額）を 1 万円、後期高齢者支援金分を 2 万円引き上げることとされた。

〇●〇 書籍の追補 〇●〇

【ごうかく社労士基本テキスト】

第3編 労働者災害補償保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P248 介護補償給付の支給額の表	81,290 円	85,490 円
	40,600 円	42,700 円

第4編 雇用保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P321 ひとつ目の表、「種類」の欄	休業開始時賃金証明書	休業等開始時賃金証明書
P321 ひとつ目の表、「事由」の欄	又は育児休業を	、育児休業又は育児時短就業を
P321 ひとつ目の表、「期限」の欄1行目	又は育児休業	、育児休業
P321 ひとつ目の表、「期限」の欄3行目	の提出をする日まで	又は育児時短就業給付受給資格確認票・(初回)育児時短就業給付金支給申請書の提出をする日まで
P321 欄外*7 3行目	休業開始時	休業等開始時
P410 欄外 ^ポ *3 3行目	支給限度額	支給限度額 (459,000 円)

第5編 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P420 表の上	令和6年度の雇用保険率	令和7年度の雇用保険率
P420 の表 一般の事業	1,000 分の 15.5	1,000 分の 14.5
	失 1,000 分の 8	失 1,000 分の 7
P420 の表 農林水産業・清酒製造業等	1,000 分の 17.5	1,000 分の 16.5
	失 1,000 分の 10	失 1,000 分の 9
P420 の表 建設の事業	1,000 分の 18.5	1,000 分の 17.5
	失 1,000 分の 10	失 1,000 分の 9
P444 1行目	令和6年度の雇用保険率	令和7年度の雇用保険率
P444 の表 一般の事業	1,000 分の 15.5	1,000 分の 14.5
P444 の表 農林水産業・清酒製造業等	1,000 分の 17.5	1,000 分の 16.5
P444 の表 建設の事業	1,000 分の 18.5	1,000 分の 17.5

第6編 健康保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P508 欄外 ^ポ *1 1行目	令5年	令6年

P508 欄外 ^ホ *1 最後の行	30 万円	<u>32 万円</u>
P541 食事療養標準負担額の表	490 円	<u>510 円</u>
	280 円	<u>300 円</u>
	230 円	<u>240 円</u>
	180 円	<u>190 円</u>
P541 欄外 ^ホ *6 1 行目	490 円	<u>510 円</u>
P542 生活療養標準負担額の表、上から	1 日 370 円＋1 食 490 円	1 日 370 円＋1 食 <u>510 円</u>
	1 日 370 円＋1 食 450 円	1 日 370 円＋1 食 <u>470 円</u>
	1 日 370 円＋1 食 230 円	1 日 370 円＋1 食 <u>240 円</u>
	1 日 370 円＋1 食 490 円	1 日 370 円＋1 食 <u>510 円</u>
	1 日 370 円＋1 食 450 円	1 日 370 円＋1 食 <u>470 円</u>
	1 日 0 円＋1 食 280 円	1 日 0 円＋1 食 <u>300 円</u>
	1 日 370 円＋1 食 230 円	1 日 370 円＋1 食 <u>240 円</u>
	1 日 370 円＋1 食 180 円	1 日 370 円＋1 食 <u>190 円</u>
	1 日 0 円＋1 食 230 円	1 日 0 円＋1 食 <u>240 円</u>
	1 日 0 円＋1 食 180 円	1 日 0 円＋1 食 <u>190 円</u>
P577 欄外 ^参 *4 2 行目	10.42%	10.78%
P577 欄外 ^参 *4 3 行目	新潟県の 9.35%	沖縄県の <u>9.44%</u>
P578 欄外 ^参 *4 3 行目	6 年 3 月	<u>7 年 3 月</u>
P578 欄外 ^参 *4 4 行目	34.2	<u>33.8</u>
P579 欄外 ^ホ *6 3 行目	6 年 3 月	<u>7 年 3 月</u>
P579 欄外 ^ホ *6 4 行目	1,000 分の 16.0	1,000 分の <u>15.9</u>
P586 欄外 ^ホ *3 5 行目	令和 6 年中	令和 <u>7</u> 年中

第 7 編 国民年金法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P626 [1] の囲みの中	令和 6 年度：1.045 又は 1.042	令和 <u>7</u> 年度： <u>1.065</u> 又は <u>1.062</u>
P626 欄外 ^ホ *1 3 行目	1.045 を	<u>1.065</u> を
P626 欄外 ^ホ *1 5 行目	1.042 を	<u>1.062</u> を
P631 1～9 行目を次のように差し替える	^参 【令和 7 年度の改定率】 令和 7 年度の年金額の改定は、年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率が 2.3%、物価変動率が 2.7% となり、名目手取り賃金変動率を用いることとされた。また、マクロ	

	経済スライドによる調整（▲0.4%）が行われた。この結果、昭和31年4月2日以後生まれの者の改定率は前年度の1.045に $2.3\% - 0.4\% = 1.9\%$ （1.019）を乗じて1.065とされた。昭和31年4月1日以前生まれの者の改定率は、前年度の1.042に1.019を乗じて1.062とされた。	
P633 12行目	令和6年度：1.045 又は 1.042	令和 <u>7</u> 年度： <u>1.065</u> 又は <u>1.062</u>
P645〔1〕の上の囲み	令和6年度：1.045 又は 1.042	令和 <u>7</u> 年度： <u>1.065</u> 又は <u>1.062</u>
P645〔1〕②の表 3か所	1.045	<u>1.065</u>
P654〔1〕①の表、3か所	1.045	<u>1.065</u>
P654 欄外 ^ホ *6 3行目	1.045	<u>1.065</u>
P654 欄外 ^ホ *6 最後の行	1.042	<u>1.062</u>
P655〔1〕②の表、2か所	1.045	<u>1.065</u>
P667 1行目	令和6年4月以降	令和 <u>7</u> 年4月以降
P667 脱退一時金の支給額	50,940 円	52,530 円
	101,880 円	105,060 円
	152,820 円	157,590 円
	203,760 円	210,120 円
	254,700 円	262,650 円
	305,640 円	315,180 円
	356,580 円	367,710 円
	407,520 円	420,240 円
	458,460 円	472,770 円
	509,400 円	525,300 円
P676〔2〕保険料の額に補足する	令和8年度の保険料 17,000 円×保険料改定率（1.054）≒17,920 円	
P684〔5〕②の表の上	令和6年度分、2年前納は 令和6・7年度分	令和 <u>7</u> 年度分、2年前納は 令和 <u>7</u> ・ <u>8</u> 年度分
P684〔5〕②の表	200,140 円（3,620 円	206,390 円（3,730 円
	199,490 円（4,270 円	205,720 円（4,400 円
	398,590 円（15,290 円	409,490 円（15,670 円
	397,290 円（16,590 円	408,150 円（17,010 円
P687 欄外 ^参 *7 下から2行目	令和6年中	令和 <u>7</u> 年中

第8編 厚生年金保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P730 欄外 ^過 *1 2行目	令和6年度の額は	令和 <u>7</u> 年度の額は
P730 欄外 ^過 *1 4～6行目	生まれの者は 816,000 円× 125/100=1,020,000 円	生まれの者は <u>831,700</u> 円× 125/100= <u>1,039,625</u> 円

P730 欄外 $\boxed{\text{過}}$ *1 最後の2行	813,700 円 $\times$ 125/100 = 1,017,125 円	829,300 円 $\times$ 125/100 = 1,036,625 円
P738 欄外 $\boxed{\text{ボ}}$ *2 3～4行目	(令和6年度は 1.045 又は 1.042)	(令和7年度は <u>1.065</u> 又は <u>1.062</u>)
P740 下から2行目	令和6年度	令和7年度
P740 下から2行目	「1.027」	「 <u>1.019</u> 」
P740 欄外 $\boxed{\text{ボ}}$ *4	昭和31年4月2日以後生まれの者は、 $1.018 \times 1.027 \div 1.045$ 。昭和31年4月1日以前生まれの者は、 $1.015 \times 1.027 \div 1.042$ 。	昭和31年4月2日以後生まれの者は、 <u>$1.045 \times 1.019 \div 1.065$</u> 。昭和31年4月1日以前生まれの者は、 <u>$1.042 \times 1.019 \div 1.062$</u> 。
P742 欄外 $\boxed{\text{参}}$ *1	令和6年度の 1.027」。	令和7年度の <u>1.019</u> 」。
P742 欄外 $\boxed{\text{ボ}}$ *2 1行目	令和6年度	令和7年度
P742 欄外 $\boxed{\text{ボ}}$ *2 5行目	1.043	<u>1.063</u>
P742 欄外 $\boxed{\text{ボ}}$ *2 最後の行	1.041	<u>1.061</u>
P745④イの表、3か所	1.045	<u>1.065</u>
P751 9行目	50 万円	<u>51 万円</u>
P751 12行目	50 万円	<u>51 万円</u>
P751 支給停止額の計算の 囲みの中1行目	50 万円	<u>51 万円</u>
P751 支給停止額の計算の 囲みの中3行目	50 万円	<u>51 万円</u>
P751 支給停止額の計算の 囲みの中6行目	50 万円	<u>51 万円</u>
P761 1行目	50 万円	<u>51 万円</u>
P761 支給停止額の計算の 囲みの中1行目	50 万円	<u>51 万円</u>
P761 支給停止額の計算の 囲みの中3行目	50 万円	<u>51 万円</u>
P761 支給停止額の計算の 囲みの中6行目	50 万円	<u>51 万円</u>
P761 欄外 $\boxed{\text{過}}$ *5 7行目	月額 40,000	月額 <u>35,000</u>
P761 欄外 $\boxed{\text{過}}$ *5 下から 2行目	500,000	<u>510,000</u>
P761 欄外 $\boxed{\text{過}}$ *5 最後の 行	40,000 円	<u>35,000 円</u>

P761 欄外 過*7 3行目	150,000	<u>160,000</u>
P761 欄外 過*7 下から 2行目	150,000	<u>160,000</u>
	500,000	<u>510,000</u>
P781 欄外 参*6 1行目	令和6年度の	令和 <u>7</u> 年度の
P781 欄外 参*6 3行目	816,000 円	<u>831,700</u> 円
P781 欄外 参*6 4行目	612,000 円	<u>623,800</u> 円。
P813 欄外 参*3 下から2 行目	令和6年中	令和 <u>7</u> 年中

第9編 労務管理その他の労働に関する一般常識

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P880 欄外 用*1 7行目	5年は1.31倍	<u>6</u> 年は <u>1.25</u> 倍

第10編 社会保険に関する一般常識

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P888 欄外 保*1 ①	65 万円	<u>66</u> 万円
P888 欄外 保*1 ②	24 万円	<u>26</u> 万円

【ごうかく社労士基本問題集】

第5編 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

P431E解説の表は、令和7年度については次のようになる。

事業	雇用保険率	二事業分	事業主	被保険者
一般	14.5/1,000	3.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000
農林水産等	16.5/1,000	3.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000
建設	17.5/1,000	4.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000

第7編 国民年金法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P593 の解説に補足する	なお、令和7年度の満額の老齢基礎年金の額は、昭和31年4月2日以後生まれの者については、$780,900 \text{ 円} \times 1.065 = 831,658 \text{ 円} \rightarrow 50 \text{ 円以上 } 100 \text{ 円未満を } 100 \text{ 円に切り上げて } 831,700 \text{ 円}$である。これを問題の事例に当てはめると、次のようになる。 老齢基礎年金の額 $831,700 \text{ 円} \times 420 \text{ 月} / 480 \text{ 月} = 727,737.5 \text{ 円} \rightarrow 50 \text{ 銭以上 } 1$	

	円未満を1円に切り上げて727,738円。 ・付加年金の額 200円×36月＝7,200円 ・合計額 727,738円＋7,200円＝734,938円
P609 A解説に補足する	なお、令和7年度の満額の老齢基礎年金の額は、昭和31年4月2日以後生まれの者は831,700円である。
P609 B解説に補足する	なお、令和7年度の額は、昭和31年4月2日以後生まれの者は831,700円×1.25＝1,039,625円である。
P609 C解説に補足する	なお、受給権者が4人の子のみである場合の遺族基礎年金の額は、令和7年度は、次のとおりである。831,700円＋239,300円＋79,800円＋79,800円
P609 E解説に補足する	なお、50か月保険料を納付した場合の、令和7年度の脱退一時金の額は、17,510円に2分の1を乗じて得た額に48を乗じて得た額となる。

第8編 厚生年金保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P745 E解説、最後の行	令和6年度は50万円である。	令和7年度は <u>51</u> 万円である。
P782 Dの1行目	令和6年4月	令和 <u>7</u> 年4月
P782 Dの4行目	40,000円	<u>35,000</u> 円
P783 D解説2行目	令和6年度の	令和 <u>7</u> 年度の
P783 D解説2行目	50	<u>51</u>
P783 D解説の最後の行	－500,000円	－ <u>510,000</u> 円
P783 D解説の最後の行	40,000円	<u>35,000</u> 円

第10編 社会保険に関する一般常識

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P977 A解説 <u>ホ</u> のイ	65万円	<u>66</u> 万円
P977 A解説 <u>ホ</u> のロ	24万円	<u>26</u> 万円

【ごうかく社労士まる覚えサブノート】

第3章 労働者災害補償保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P112 介護補償給付の額の表	81,290円	85,490円
	40,600円	42,700円

第5章 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P224 雇用保険率の表の中	15.5/1,000	14.5/1,000
	17.5/1,000	16.5/1,000
	18.5/1,000	17.5/1,000

P224 雇用保険率の表、下から2行目	令和6年4月1日から	令和 <u>7</u> 年4月1日から
---------------------	------------	---------------------

第6章 健康保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P276 食事療養標準負担額の表	490 円	<u>510</u> 円
	280 円	<u>300</u> 円
	230 円	<u>240</u> 円
	180 円	<u>190</u> 円
P277 下から7行目	490 円〔450 円〕	<u>510</u> 円〔 <u>470</u> 円〕
P277 下から4行目	490 円〔450 円〕	<u>510</u> 円〔 <u>470</u> 円〕
P277 下から3行目	1 食 280 円	1 食 <u>300</u> 円
P301 ①の3行目	令和6年3月以降	令和 <u>7</u> 年3月以降
P301 ①の4行目	104.2	<u>107.8</u>
P301 ①の4行目	93.5〔新潟県〕	<u>94.4</u> 〔 <u>沖縄県</u> 〕
P302 下から4行目	令和6年3月から	令和 <u>7</u> 年3月から
P302 下から4行目	1,000 分の 34.2	1,000 分の <u>33.8</u>
P302 最後の行	令和6年3月から 1,000 分の 16.0	令和 <u>7</u> 年3月から 1,000 分の <u>15.9</u>

第7章 国民年金法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P331 2行目	令和6年度	令和 <u>7</u> 年度
P331 3行目	1.045	<u>1.065</u>
P331 3行目	1.042	<u>1.062</u>
P357 1つ目の□	令和6年度の支給額は 50,940 円～509,400 円。	令和 <u>7</u> 年度の支給額は <u>52,530</u> 円～ <u>525,300</u> 円。
P361 2つ目の□に補足する。	なお令和8年度の保険料改定率は 1.054（令和8年度の実際の保険料額は 17,920 円）。	

第8章 厚生年金保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P401 従前額改定率	令和6年度	令和 <u>7</u> 年度
	1.043	<u>1.063</u>
	1.041	<u>1.061</u>
P406 15行目	50 万円	<u>51</u> 万円
P406 17行目	50 万円	<u>51</u> 万円
P406 下から10行目	50 万円	<u>51</u> 万円
P406 下から9行目	50 万円	<u>51</u> 万円
P406 下から5行目	50 万円	<u>51</u> 万円
P413 下から8行目	令和6年度 50 万円	令和 <u>7</u> 年度 <u>51</u> 万円
P413 下から5行目	50 万円	<u>51</u> 万円
P413 下から3行目	50 万円	<u>51</u> 万円
P413 最後の行	50 万円	<u>51</u> 万円

【ごうかく社労士まる覚え一問一答】

第5章 労働保険の保険料の徴収等に関する法律

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P233 [A30]に補足する	なお、令和7年度の労災保険率も1,000分の3である。	
P235 [A36]に補足する	なお、令和7年度の雇用保険率は次のとおりである。 一般の事業 1,000分の14.5 農林水産業・清酒製造業 1,000分の16.5 建設の事業 1,000分の17.5	

第7章 国民年金法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P331 [A38に補足する]	なお、令和7年度は次のとおり。 〔昭和31年4月2日以後生まれの者〕 満額の老齢基礎年金の額は、780,900円×1.065÷831,700円。2級の障害基礎年金の額、遺族基礎年金の基本的な額も831,700円。 〔昭和31年4月1日以前生まれの者〕 満額の老齢基礎年金の額は、780,900円×1.062÷829,300円。2級の障害基礎年金の額、遺族基礎年金の基本的な額も829,300円。	

第8章 厚生年金保険法

改正頁、改正箇所	改正前	改正後
P397[A61]に補足する	なお、令和7年度の支給停止調整額は51万円とされた。 このため、この事例を令和7年度として考えると次のようになる。 (46万円+10万円-51万円)×1/2=25,000円 支給停止月額額は25,000円となる。	
P397【ポイント】	「50万円」を4か所とも「51万円」とする。また、最後の行の「令和6年度」を「令和7年度」とする。	

労働経済（令和7年度受験用）

労働経済に関する対策を、「白書対策」と呼ぶこともあります。最新の結果が公表されているものについて、その内容を、過去に出題されたポイントを中心にご紹介します。試験の直前対策にお役立てください。なお、調査結果は訂正されることがあります。

〔1〕令和6年 就労条件総合調査（厚生労働省、令和6年12月25日公表）

主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的として実施されている。

① 所定労働時間

週所定労働時間は、1企業平均39時間23分となっており、これを産業別にみると、「金融

業、保険業」が 38 時間 14 分で最も短く、「運輸業、郵便業」が 40 時間 00 分で最も長くなっている。

②週休制

	採用企業割合	適用労働者割合
何らかの週休 2 日制	90.9%	93.3%
完全週休 2 日制	56.7%	65.2%
何らかの週休 3 日制	1.6%	3.1%
完全週休 3 日制	0.3%	0.3%

「完全週休 2 日制」を採用している企業割合を企業規模別にみると、「1,000 人以上」が 72.3%、「300～999 人」が 66.9%、「100～299 人」が 61.4%、「30～99 人」が 53.6%となっている。

ポイント 完全週休 2 日制の採用割合が最も高い企業規模を押さえておこう。週休 3 日制についても要注意。

③年間休日総数

1 企業平均	112.1 日
企業規模別	「1,000 人以上」が 117.1 日、「300～999 人」が 115.9 日、「100～299 人」が 113.6 日、「30～99 人」が 110.0 日となっている。 ポイント 企業規模が大きい方が休日が多い、と覚えておこう。

④年次有給休暇

1 人平均付与日数	16.9 日
そのうち労働者が取得した日数	11.0 日
取得率	65.3%
企業規模別の取得率	「1,000 人以上」が 67.0%、「300～999 人」が 66.6%、「100～299 人」が 62.8%、「30～99 人」が 63.7% ポイント いずれの企業規模においても 6 割以上の取得率となった。
計画的付与制度がある企業割合	40.1%となっており、「5～6 日」が最も多い。

⑤変形労働時間制

	採用企業割合	適用を受ける労働者割合
全体	60.9%	52.3%
1 年単位の変形労働時間制	32.3%	16.7%
1 か月単位の変形労働時間制	25.2%	23.7%
1 週間単位の非定型的変形労働時間制	1.4%	0.3%
フレックスタイム制	7.2%	11.5%

変形労働時間制の採用割合を企業規模別にみると、「1,000 人以上」が 82.8%、「300～999 人」が 73.4%、「100～299 人」が 67.0%、「30～99 人」が 56.9%となっている。

ポイント 企業規模が大きい方が変形労働時間制の採用割合が高い。1 週間単位やフレックスタイム制の採用割合が少ないことは押さえておこう。

⑥みなし労働時間制

	採用企業割合	適用を受ける労働者割合
全体	15.3%	9.2%
事業場外労働	13.3%	7.6%
専門業務型裁量労働制	2.2%	1.4%

企画業務型裁量労働制	1.0%	0.2%
------------	------	------

みなし労働時間制の採用割合を企業規模別にみると、「1,000人以上」が26.0%、「300～999人」が17.6%、「100～299人」が15.5%、「30～99人」が14.7%となっている。

ポイント 全体的に採用割合が少ないこと、企画業務型裁量労働制の採用割合が最も少ないことを押さえておこう。

⑦勤務間インターバル制度

勤務間インターバル制度の導入割合	「導入している」が5.7% 「導入を予定又は検討している」が15.6% 「導入予定はなく、検討もしていない」が78.5%
------------------	--

導入予定はなく、検討もしていない理由は、「超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため」が57.6%と最も多く、次いで、「当該制度を知らなかったため」が18.7%となっている。

⑧時間外労働

時間外労働の割増賃金率	「一律に定めている」企業割合は83.3% そのうち時間外労働の割増賃金率を「25%」とする企業割合は94.2%、「26%以上」とする企業割合は5.5%
時間外労働の割増賃金率を「26%以上」とする企業割合（規模別）	「1,000人以上」が19.1% 「300～999人」が11.9% 「100～299人」が6.5% 「30～99人」が3.9%

時間外労働の割増賃金率を定めている企業のうち、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めている企業割合は61.1%となっている。

⑨資産形成

貯蓄制度がある企業割合	33.2% 企業規模別にみると、「1,000人以上」が74.8%、「300～999人」が61.0%、「100～299人」が44.3%、「30～99人」が25.6%となっている。
貯蓄制度の種類	「財形貯蓄」が28.9%と最も多くなっている。財形貯蓄の種類別をみると、「一般財形貯蓄」が28.0%と最も多くなっている。
住宅資金融資制度がある企業割合	3.4% 企業規模別にみると、「1,000人以上」が21.1%、「300～999人」が8.8%、「100～299人」が4.4%、「30～99人」が2.0%となっている。
住宅資金融資制度の種類	「社内融資」が2.5%と最も多くなっている。

ポイント 企業規模が大きい方が、制度がある企業割合が多い。

【2】令和6年 毎月勤労統計調査（厚生労働省、令和7年2月25日）

雇用、給与及び労働時間について、全国調査にあってはその全国の変動を毎月明らかにすることを、地方調査にあってはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを目的とした調査である。

前年と比較し、 ①現金給与総額は347,994円(2.8%増)となった。うち一般労働者が453,256円(3.2%増)、パートタイム労働者が111,901円(3.9%増)となり、パートタイム労働者比率が30.86%(0.51ポイント上昇)となった。

- ②一般労働者の所定内給与は 332,599 円(2.4%増)、パートタイム労働者の時間当たり給与は 1,343 円(4.3%増)となった。
- ③就業形態計の所定外労働時間は 10.0 時間(2.7%減)となった。
- ④就業形態計の常用雇用は 1.2%増となった

ポイント 増加したのか減少したのか、を覚えておこう。

〔3〕令和6年 上半期雇用動向調査（厚生労働省、令和6年12月20日公表）

主要産業における入職・離職及び未充足求人の状況並びに入職者・離職者に係る個人別の属性及び入職・離職に関する事情を調査し、雇用労働力の産業、規模、職業及び地域間の移動の実態を明らかにすることを目的とする。

- ① 一般労働者では、いずれの雇用形態でも入職者数が離職者数を上回っている。パートタイム労働者では、「雇用期間の定めなし」で入職者数が離職者数を上回っており、「雇用期間の定めあり」で離職者数が入職者数を上回っている。
- ② 令和6年上半期の転職入職者の賃金変動状況を見ると、前職の賃金に比べて「増加」した割合は 40.0%、「減少」した割合は 28.9%、「変わらない」の割合は 29.5%となっている。
- ③ 令和6年6月末日現在の未充足求人数を産業別にみると、「卸売業、小売業」が 270.6 千人で最も多く、次いで「医療、福祉」が 269.5 千人となっている。

〔4〕令和6年 労働組合基礎調査（厚生労働省、令和6年12月18日公表）

労働組合、労働組合員の産業、企業規模及び加盟上部組合別の分布等、労働組合組織の実態を明らかにすることを目的に、我が国におけるすべての労働組合を対象として、昭和22年以降、毎年実施している一般統計調査である。

推定組織率（雇用者数に占める労働組合員数の割合）	16.1%（前年 16.3%）
女性雇用者数に占める女性の労働組合員数の割合	12.4%（前年 12.4%）
パートタイム労働者の推定組織率	8.8%（前年 8.4%）

労働組合員数を産業別にみると、「製造業」が 261 万 5 千人(全体の 26.5%)と最も多く、次いで、「卸売業、小売業」が 156 万人(同 15.8%)、「建設業」が 83 万 9 千人(同 8.5%)などとなっている。

ポイント 推定組織率は 16%前後が続いている。令和3年からは4年連続で 16%台である。

〔5〕令和6年 賃金構造基本統計調査（厚生労働省、令和7年3月17日公表）

統計法に基づく基幹統計「賃金構造基本統計」の作成を目的とする統計調査であり、主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにするものである。

①一般労働者の賃金

男女間賃金格差（男＝100）は、75.8 となっている。

ポイント この数字は必ず覚えておこう。

②男女別の賃金カーブ

男性では、年齢階級が高くなるにつれて賃金も高く、55～59 歳で賃金がピークとなり、その後下降している。

女性では、45～49 歳がピークとなっているが、男性に比べ賃金の上昇が緩やかとなっている。

ポイント 賃金がピークとなる年齢を覚えておこう。

③学歴別にみた賃金

男女計	高校 288.9 千円 専門学校 306.9 千円 高専・短大 307.2 千円 大学 385.8 千円 大学院 497.0 千円
男性	高校 313.2 千円 大学 417.7 千円
女性	高校 237.7 千円 大学 315.1 千円

④企業規模別にみた賃金

男女計	大企業 364.5 千円 中企業 323.1 千円 小企業 299.3 千円
男性	大企業 403.4 千円 中企業 355.6 千円 小企業 324.5 千円
女性	大企業 296.6 千円 中企業 271.3 千円 小企業 255.5 千円

⑤産業別にみた賃金

産業別に賃金をみると、男女計では、「電気・ガス・熱供給・水道業」（437.5 千円）が最も高く、次いで「金融業，保険業」（410.6 千円）となっており、「宿泊業，飲食サービス業」（269.5 千円）が最も低くなっている。

ポイント 「最も高い」産業、「最も低い」産業を覚えておこう。

⑥雇用形態間賃金格差（正社員・正職員＝100）

男女計 66.9、男性 68.8、女性 71.5 となっている。

男女計でみると賃金格差が最も大きいのは、企業規模別では大企業（61.2）で、産業別では「卸売業，小売業」（58.8）となっている。

⑦新規学卒者の学歴別にみた賃金

新規学卒者の賃金を学歴別にみると、男女計で高校 197.5 千円、専門学校 222.8 千円、高専・短大 223.9 千円、大学 248.3 千円、大学院 287.4 千円となっている。

⑧短時間労働者 男女別の 1 時間当たり賃金

年齢階級別にみると、1 時間当たり賃金が最も高い年齢階級は、男性では 50～54 歳で 2,434 円、女性では、30～34 歳で 1,545 円となっている。

⑨短時間労働者 企業規模別の 1 時間当たり賃金

男性では、大企業 1,527 円、中企業 2,089 円、小企業 1,605 円、女性では、大企業 1,365 円、中企業 1,458 円、小企業 1,358 円となっている。

ポイント 1 時間当たり賃金は、いずれも中企業が最も高い。

⑩短時間労働者 産業別の 1 時間当たり賃金

男性では、「医療，福祉」（3,833 円）が、女性では「教育，学習支援業」（2,219 円）が最

も高くなっている。

〔6〕令和6年 賃金引上げ等の実態に関する調査（厚生労働省、令和6年10月28日公表）

民間企業（労働組合のない企業を含む）における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的としている。

1人平均賃金を引き上げた・引き上げる企業割合		91.2%（増加）
1人平均賃金を引き下げた・引き下げる企業割合		0.1%（減少）
賃金の改定を実施しない企業割合		2.3%（減少）
賃金の改定の決定に 当たり最も重視した 要素	①企業の業績	35.2%（減少）
	②労働力の確保・定着	14.3%（減少）
	③雇用の維持	12.8%（増加）
令和6年夏の賞与		「支給した又は支給する」企業 88.1%（増加） 「支給するが額は未定」の企業 3.9%（減少） 「支給しない」企業 6.5%（減少）
令和6年夏の賞与を支給しない企業		産業別では「宿泊業，飲食サービス業」が 17.8%と最も高くなっている。

ポイント 賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素を企業規模別にみると、すべての規模で「企業の業績」が最も多くなっている。

〔7〕令和6年 民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況（厚生労働省、令和6年8月2日公表）

現行ベース（交渉前の平均賃金）に対する賃上げ率は **5.33%** で、前年（3.60%）に比べ 1.73 ポイントの増。

ポイント 賃上げ額、賃上げ率はともに昨年を大きく上回った。

〔8〕令和6年 障害者雇用状況の集計結果（厚生労働省、令和6年12月20日公表）

実雇用率は、13年連続で過去最高の 2.41%（前年 2.33%）、法定雇用率達成企業の割合は **46.0%**（同 50.1%）であった。法定雇用率達成企業の割合は、全ての企業規模で前年より低下した。

企業規模	法定雇用率達成企業の割合
43.5～100 人未満	45.4%
100～300 人未満	49.1%
300～500 人未満	41.1%
500～1,000 人未満	44.3%
1,000 人以上	54.7%

ポイント 法定雇用率達成企業の割合（46.0%）は、必ず覚えておこう。

【9】令和6年 高齢者の雇用状況等集計結果（厚生労働省、令和6年12月20日公表）

- ① 雇用確保措置を実施済の企業では、定年制度（定年制の廃止、定年の引上げ）により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。
- ② 定年を65歳とする企業は、報告した全ての企業に占める割合が25.2%となっている。
- ③ 70歳までの高齢者就業確保措置を実施済みの企業は31.9%となっている。

【10】令和6（2024）年 労働力調査（総務省、令和7年1月31日公表）

労働力調査は、統計法に基づく基幹統計『労働力統計』を作成するための統計調査であり、我が国における就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的としている。

①労働力人口

定義	15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた人口
2024年平均	6957万人と、前年に比べ32万人の増加（2年連続の増加）

②労働力人口比率

定義	15歳以上人口に占める労働力人口の割合
2024年平均	63.3%と、前年に比べ0.4ポイントの上昇（4年連続の上昇）

③就業率

定義	15歳以上人口に占める就業者の割合
2024年平均	61.7%と、前年に比べ0.5ポイントの上昇（4年連続の上昇）
男女別	男性は69.6%と0.1ポイントの上昇、女性は54.2%と0.6ポイントの上昇

ポイント①～③について、「労働力人口」「労働力人口比率」「就業率」といった用語は、選択式対策の必須事項である。しっかり覚えておこう。

④雇用者

就業者を従業上の地位別にみると、雇用者数は2024年平均で6123万人と、47万人の増加となった。就業者に占める雇用者の割合は90.3%と0.2ポイントの上昇となった。

⑤正規の職員・従業員数

2024年平均で3654万人と、前年に比べ39万人の増加（10年連続の増加）となった。

⑥非正規の職員・従業員数

2024年平均	2126万人と2万人の増加（3年連続の増加）
男女別	男性は682万人（1万人の減少）、女性は1444万人（3万人の増加）
年齢階級別	15～64歳は1692万人（15万人の減少）、65歳以上は433万人（16万人の増加）

ポイント人数を暗記するのは難しいが、「増加」「減少」といった傾向は押さえておこう。

⑦非正規の職員・従業員の割合

役員を除く雇用者に占める非正規の職員・従業員の割合は36.8%と0.2ポイントの低下となった。

ポイント非正規の職員・従業員の割合は約4割である。

⑧有期の契約

役員を除く雇用者を雇用契約期間別にみると、無期の契約は2024年平均で3820万人と、36万人の増加、有期の契約は1438万人と5万人の減少となった。

男性・無期の契約	2200万人と5万人の増加
男性・有期の契約	615万人と前年と同数

女性・無期の契約	1620 万人と 31 万人の増加
女性・有期の契約	823 万人と 4 万人の減少

⑨産業別の就業者

情報通信業	2024 年平均で 292 万人（前年に比べ 14 万人の増加）
医療、福祉	2024 年平均で 922 万人（前年に比べ 12 万人の増加）
宿泊業、飲食サービス業	2024 年平均で 407 万人（前年に比べ 9 万人の増加）
製造業	2024 年平均で 1046 万人（前年に比べ 9 万人の減少）

⑩週間就業時間

休業者を除く雇用者について、総数に占める週間就業時間別の割合をみると、週 49～59 時間の区分は 2024 年平均で 9.6%と、前年に比べ 0.6 ポイントの低下などとなった。一方、週 30 ～34 時間の区分は 9.7%と 1.1 ポイントの上昇などとなった。

⑪休業者数

就業者のうち休業者数は、2024 年平均で 195 万人と、前年に比べ 6 万人の増加（2 年ぶりの増加）となった。

⑫完全失業者数

2024 年平均で 176 万人と、前年に比べ 2 万人の減少（3 年連続の減少）となった。

⑬完全失業率

完全失業率（労働力人口に占める完全失業者の割合）は、2024 年平均で 2.5%と、前年に比べ 0.1 ポイントの低下となった。

ポイント完全失業率は、用語の定義、数値とも過去に選択式で出題されている。労働力調査の中でも最重要項目である。

⑭求職理由別の完全失業者

「非自発的な離職」の 2024 年平均は 42 万人（前年に比べ 1 万人の減少）
〔内訳〕「勤め先や事業の都合」により前職を離職した者は 22 万人（3 万人の減少）
「定年又は雇用契約の満了」により前職を離職した者は 19 万人（1 万人の増加）

⑮非労働力人口

2024 年平均で 4031 万人と、前年に比べ 53 万人の減少となった（4 年連続の減少）。このうち 65 歳以上は 13 万人の減少となった。

〔11〕令和 5 年度 雇用均等基本調査（厚生労働省、令和 6 年 7 月 31 日公表）

育児休業者割合は、女性は 84.1%（前年 80.2%）と、男性は 30.1%（前年 17.13%）となった。